

低入札価格調査制度の一部改正について

(平成22年7月29日)

【対象】

設計金額が130万円以上で競争入札に付した市営建設工事となります。

【低入札価格調査基準】

低入札価格調査を実施する基準となる価格となります。この基準額を下回った場合には入札を保留し、低入札価格調査を実施します。

— 低入札価格調査基準の算定方法 —

基準の算定においては、「工事請負契約にかかる低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」に従っております。

【基準の算定】

$$\text{基準額A} = \text{直接工事費} \times 9.5/10 + \text{共通仮設費} \times 9/10 \\ + \text{現場管理費} \times 7/10 + \text{一般管理費等} \times 3/10$$

$$\text{基準額B} = \text{予定価格} \times 9/10$$

$$\text{基準額C} = \text{予定価格} \times 7/10$$

【基準額となるべき金額の判定】

C < A < B のとき Aが基準額となる

B < A のとき Bが基準額となる

A < C のとき Cが基準額となる

【調査及び判定基準】

低入札価格調査基準額を下回った場合は、低入札価格調査に入りますが、その判定には、数値的基準（自動失格基準）と調査による判断基準があります。

数値的基準は、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費のそれぞれの項目が設計額に対して一定の割合を満たしていない場合に、自動的に失格となるものです。この数値的基準を満たしているときは、聴き取りや資料提出による調査をし、適切な施工が可能か判断します。

数値的基準の各項目の割合については、以下のとおりです。

直接工事費	設計額の70%
共通仮設費	設計額の 65%
現場管理費	設計額の 55%
一般管理費	設計額の30%

【技術者要件】

低入札で落札した工事については、工事の品質確保のため、現場代理人と主任技術者（監理技術者）の兼務は認めないこととします。

※平成22年8月1日以降の指名通知及び公告分から適用します。